

福島県議会

議長 渡辺 義信 様

要望書

令和4年4月21日

福島県商工会連合会

会長 轡田 倉治

令和4年3.16福島県沖地震による 被災中小企業・小規模事業者支援の緊急要望

日頃より、商工会及び事業者支援に関する各種施策につきまして、格別のご尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、本県の中小企業・小規模事業者は、東日本大震災をはじめ頻発する自然災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う数次にわたる社会・経済活動の制限、原油高騰や木材、半導体等の原材料・部品不足等により、かつてない極めて厳しい経営状況にあります。

そうした中、先月16日に発生した本県沖を震源とする最大震度6強の大地震は、厳しい経営にさらなる追い打ちをかけるものであり、事業の継続も危ぶまれる事態となっております。

県におかれましては、こうした深刻な現状をご賢察の上、中小企業・小規模事業者が事業継続の意欲を持てるよう、下記の事項について特段の御高配をお願い申し上げます。

記

1 中小企業等グループ補助金における定額補助要件の緩和

昨年2月の地震被害の際に適用された標記補助金では、被災事業者が一定の条件を満たす場合は、通常3/4の補助率を引き上げ、5億円までは10/10の特例的な定額補助がなされています。

このたびの地震においても、同様の制度が国から示されておりますが、定額補助が適用となる5要件が厳しく、昨年は、特に「売上高が東日本大震災以降20%以上減少している」という要件を大多数の事業者がクリアできず、その適用を受けることができませんでした。

今回被災した事業者の特徴は、昨年2月の地震でも被災し大変な苦勞をし、ようやく再開した二重被災事業者が多いこと、コロナ禍によって経営が極めて厳しい宿泊事業者が多いことであり、このため、事業継続を断念せざるを得ないとの声も出ています。

度重なる被災により心が折れかけている事業者の生業の継続と、地域経済の維持・再生を支援するため、中小企業等グループ補助金における定額補助要件の緩和を、国に強く働きかけてくださいますようお願いいたします。

2 中小企業等グループ補助金を補完する県単独の補助率かさ上げ制度の創設
上記1に関連して、昨年2月の地震被害の際にグループ補助金を活用して復旧を行った事業者については、今回グループ補助金の定額補助の対象とならない場合であっても、自己負担を軽減し事業再開を強く後押しするため、県単独あるいは市町村との協調による、通常補助率のかさ上げ制度を創設されますようお願いいたします。

3 原形復旧を超える耐震対策への支援と補助対象範囲の拡大

昨年に続く二重被災事業者の多くは、地質上の問題から今後も再度被災するのではないかと不安を抱えていますが、現行のグループ補助金制度では、原形復旧までしか認められておらず、耐震・免震補強や地盤改良を計画している事業者は全額自己負担により対応せざるをえません。

このことは、事業継続の大きな足かせとなるのみならず、今後被災して補助金を三たび利用することになれば、事業者の負担がさらに増えることはもとより、国費の非効率的な使い方にもほかなりません。

また、現行補助制度では、製造業等事業者が被災によって喪失した受注をリカバーするために、より高性能の機器導入を計画しても補助対象とはならず、さらに、棄損した商品や原材料費、賃貸アパートや空き倉庫の復旧費なども補助対象外とされています。

再開を志す事業者が納得できる復旧対策を講じられるよう、原形復旧を超える耐震対策等に対してもグループ補助金が適用されるよう国に強く働きかけてくださいますようお願いいたします。

4 補助金の迅速な交付

現行のグループ補助金は事業完了前での受給が認められておらず、被災事業者が復旧費用を支払ってから補助金を受給するまでのつなぎ資金調達コストが生じています。

このため、復旧事業完了後の速やかな補助金支給をお願いいたします。

併せて、昨年被災し、グループ補助金での復旧完了確認が済んでいない中で今回再度被災した事業者についても、適切な交付がなされるようご配慮をお願いいたします。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413